

生活環境影響調査書（案）の縦覧について

1 生活環境影響調査とは

生活環境影響調査とは、廃棄物処理施設の建設計画段階において、計画施設周辺の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その影響の程度を明らかにするとともに、必要な保全対策を施設整備計画に反映させるための調査です。

これは、県に施設の設置届を提出する際の添付書類として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項」に定められているものです。

2 現況調査

この調査では、初めに焼却施設周辺の環境に関する現況を把握するため、1年を通し、また、季節による変化を踏まえ、平成25年度に秋・冬、平成26年度に春・夏の現況調査を実施しました。

[調査内容]

- ◆大気汚染物質 二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、塩化水素（HCL）、ダイオキシン類等
- ◆地上気象 風向、風速、気温、湿度等
- ◆その他 騒音、振動、臭気等

3 影響の予測と評価

1) 予測

新施設の稼働による環境への影響について、基本計画で定めた条件等を設定し、将来の環境状況を予測します。

[設定条件]

- ・施設規模 210 t / 日
- ・煙突高さ 59 m
- ・突出スピード 自然上昇
- ・排出濃度 新焼却施設の公害防止基準を採用
- ・気象条件、地形の考慮等

2) 評価

現況調査及び予測結果から、環境への影響について評価します。

[主な内容]

- ① 風については、無風状態はほとんど見られず、また風向は常に一定方向でない、などのことから、焼却施設の周辺地域では淀むことなく空気の流れがあることが検証されました。
- ② 生活環境影響調査で行うべきすべての調査項目において、法で定められた基準値等を上回ることはない結果となりました。

※その他、数値等の詳細については生活環境影響調査書（案）に記載しています。

4 縦覧

生活環境影響調査書（案）について、市の条例により縦覧を行います。

1) 縦覧期間

平成27年6月1日（月）から30日（火）の平日、午前9時から午後4時

2) 縦覧場所

ごみ対策推進課、クリーンセンター管理課、清水町地域振興課、計3箇所
市ホームページにも掲載

3) 意見書の提出について

利害関係者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

利害関係者とは、計画する新焼却施設から半径2km以内に、住所を有する方、
通勤や通学する方、及び事務所や事業所を有する個人及び法人。

4) 意見書提出期間

平成27年6月1日（月）から7月14日（火）